附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、様式第十号の二の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの省令による改正前の雇用保険法施行規則の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第五十七号

水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）の施行に伴い、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第五条の三第五項、第十一条第一項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）、第十四条第三項、第二十二条の二第一項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条の三第二項、第二十二条の四第二項、第二十四条の二並びに第二十四条の五第一項及び第三項第十号並びに第二十四条の六第二項（これらの規定を同法第三十一条において準用する場合を含む。）並びに第三十四条の二の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　水道事業	第一章　水道事業
第一節　事業の認可等（第一条―第十七条の十二）	第一節　事業の認可等（第一条―第十七条の四）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第二章～第五章　（略）	第二章～第五章　（略）
附則	附則
（水道基盤強化計画の作成の要請）	（新設）
第一条の二　市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する水道事業者等をいう。）の間の連携等（同条第二項に規定する連携等をいう。）を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることを要請する場合においては、法第五条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。	
（認可申請書の添付書類等）	（認可申請書の添付書類等）
第一条の三　法第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。	**第一条の二**　水道法（昭和三十二年法律第百七十七号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
一～十　（略）	一～十　（略）
２　（略）	２　（略）
第六条　法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。	**第六条**　法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。	八　広域的水道整備計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。
九～十二　（略）	九～十二　（略）